

## 自由提案施設（事業）等に係る使用料の取扱いについて

自由提案施設（事業）を実施する場合においては、栃木県都市公園条例（以下「条例」という。）及び栃木県都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）において定める使用料を支払うこととしているが、取扱いについては以下のとおりとするので留意すること。

### 1 条例及び規則上の区分

自由提案施設を本施設とは独立して整備し、付帯事業を実施する場合

条例・・・別表第2「1 公園施設を設ける場合」

規則・・・別表第2「1 公園施設を設ける場合」

自由提案事業を本施設と一体のものとして整備し、付帯事業を実施する場合

条例・・・別表第2「2 公園施設を管理する場合」

規則・・・別表第2「2 公園施設を管理する場合」

### 2 公園施設の種類の

条例及び規則に定めるいずれかの種類に分類するが、選定事業者から提案のあった施設で県が実施可能と認めた施設であって、いずれの種類にも分類し難い場合は、条例及び規則を改正することを予定している。

### 3 使用料

1の区分並びに条例及び規則の別表第2における「施設の種類の」にかかわらず、売上高の11.0%以上で選定事業者が提案する割合とし、条例及び規則を改正することを予定している。

なお、自動販売機運營業務に係る使用料については、規則別表第2「1 公園施設を設ける場合」の便益施設（売店）を適用する。

以下、参考に条例及び規則の抜粋を示す。

栃木県都市公園条例（昭和49年3月30日栃木県条例第6号）抜粋

（使用料）

第12条 栃木県総合運動公園の有料公園施設等（個人使用の場合における水泳場を除く。）を利用する者は別表第1に、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けて都市公園を使用する者は別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は前納とする。ただし、知事が必要と認める場合においては、この限りでない。

別表第2（第12条関係）

1 公園施設を設ける場合

公園施設の種類		金額
遊戯施設	遊園地（附属施設を含む。）	知事が別に定める額
	その他の施設	
運動施設	水泳場（附属施設を含む。）	
教養施設	貸農園	
便益施設	売店	
	飲食店	
	その他の施設	

2 公園施設を管理する場合

公園施設の種類		金額
便益施設	売店	売上高の3.24パーセント以上10.8パーセント以下において、知事が別に定める額
	飲食店	
	駐車場	
管理施設	管理事務所	知事が別に定める額
	詰所	

栃木県都市公園条例施行規則（昭和 49 年 4 月 1 日栃木県規則第 16 号）抜粋

（使用料）

第 11 条 条例別表第 2 に規定する公園施設を設ける場合の使用料及び公園施設を管理する場合の使用料は別表第 2 のとおりとする。

**別表第 2**（第 11 条関係）

1 公園施設を設ける場合

公園施設の種類		単位	金額
遊戯施設	遊園地（附属施設を含む。）	1 平方メートル 1 年につき	120円
	その他の施設	1 平方メートル 1 年につき	60円
運動施設	水泳場（附属施設を含む。）	1 平方メートル 1 年につき	60円
便益施設	売店	1 平方メートル 1 月につき	20円
	飲食店	1 平方メートル 1 月につき	30円
	その他の施設	1 平方メートル 1 年につき	60円

2 公園施設を管理する場合

公園施設の種類		単位	金額
便益施設	駐車場	1 平方メートル 1 月につき	20円
管理施設	管理事務所	1 平方メートル 1 年につき	2,660円
	詰所	1 平方メートル 1 年につき	5,410円

備考 公園施設を管理する場合の使用料は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。